

平成30年(ワ)第17960号 境川金森調節池建設差止請求事件

令和元年(ワ)第13225号 境川金森調節池建設差止請求事件

原告 〇〇〇〇 ほか

被告 東京都

証 拠 説 明 書

(甲29～66)

2019年9月2日

東京地方裁判所 民事第35部合A3係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 只

野

靖

甲号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
29	陳述書	原 2019年 8月5日	原告 〇〇〇〇 同 〇〇〇〇 〇〇	原告 〇〇〇〇らの陳述書 原告 〇〇〇〇らが、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。 本件調節池建設工事により、原告 〇〇〇〇らの生命・身体・財産が、危険にさらされること。
30	同上	原 2019年 8月27日	原告 〇〇〇〇 同 〇〇〇〇 〇〇	原告 〇〇〇〇らの陳述書 原告 〇〇〇〇らが、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。 本件調節池建設工事により、原告 〇〇〇〇らの生命・身体・財産が、危険にさらされること。 建設工事に8年もかかり、その間、西田スポーツ広場が利用できず、工事車両に脅かされる日々が続くことに「残りの人生の長さを思うと、暗澹たる思いが」すること。 被告は、本件調節池建設工事について、住民らに対して、計画段階から丁寧に説明せず、工事内容の説明しかなかったこと。 被告は、本件調節池の代替案について、検討していないこと。
31	同上	原 2019年	原告 〇〇〇〇	原告 〇〇〇〇らの陳述書

			9月2日		原告[ ]が、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。 本件調節池建設工事により、原告[ ]の生命・身体・財産が、危険にさらされること。本件調節池の建設計画がずさんであり、納得がいかないこと。
32	同上	原	同上	原告[ ]	原告[ ]の陳述書 原告[ ]が、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。 本件調節池建設工事により、原告[ ]の生命・身体・財産が、危険にさらされること。
33	同上	原	2019年 8月7日	原告[ ]	原告[ ]の陳述書 原告[ ]が、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。 本件調節池建設工事により、原告[ ]の生命・身体・財産が、危険にさらされること。
34	同上	原	2019年 8月8日	原告[ ]	原告[ ]の陳述書 原告千葉孝子が、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。 本件調節池建設工事により、原告[ ]の生命・身体・財産が、危険にさらされること。
35	同上	原	2019年 9月2日	原告[ ] 同[ ]	原告[ ]らの陳述書 原告[ ]らが、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。 本件調節池建設工事により、原告[ ]らの生命・身体・財産が、危険にさらされること。本件調節池の建設計画がずさんであり、納得がいかないこと。
36	同上	原	2019年	原告[ ]	原告[ ]の陳述書

			8月8日		原告[ ]が、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住していること。 本件調節池建設工事により、原告[ ]の生命・身体・財産が、危険にさらされること。 本件調節池の建設により上流部の掘削が可能となるというが、上流部が掘削されれば、金森地区で水があふれることになるのではないかと懸念していること。 被告の計画の説明に、納得がいないこと。
37	同上	原	2019年 8月9日	原告[ ]、 同[ ]、 同[ ]、 同[ ]	原告[ ]らの陳述書 原告[ ]らが、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。 本件調節池建設工事により、原告[ ]らの生命・身体・財産が、危険にさらされること。 本件調節池建設工事のような「大規模な工事を行うにあたっては、様々な方向から、工事の有効性、安全性、地域環境への影響などを、細かく精査、対応策を検討後、結論を出すべきであるにもかかわらず、まるで人が住んでいない孤島や山中に建設するような工事であるような、近隣への配慮、対応、対策が全くなされていない工事である」こと。
38	同上	原	2019年 8月8日	原告[ ]	原告[ ]の陳述書 原告[ ]が、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。 本件調節池建設工事により、原告[ ]の生命・身体・財産が、危険にさらされること。 遊歩道にパイプコンベアを通して土砂を運ぶ方法にも、粉塵対策がきちんとされるか、懸念を持っていること。
39	同上	原	2019年 8月25日	原告[ ]、 同[ ]、 同[ ]	原告[ ]らの陳述書 原告[ ]らが、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。 本件調節池建設工事により、原告[ ]らの生

				命・身体・財産が、危険にさらされること。 遊歩道にパイプコンベアを通して土砂を運ぶ方法にも、粉塵対策がきちんとされるか、懸念を持っていること。
40	同上	原	2019年 8月19日	原告 [REDACTED] の陳述書 原告 [REDACTED] が、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同公園及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。 本件調節池建設工事により、原告 [REDACTED] の生命・身体・財産が、危険にさらされること。
41	同上	原	令和元年 8月8日	原告 [REDACTED] の陳述書 原告 [REDACTED] が、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。 本件調節池建設工事により、原告 [REDACTED] の生命・身体・財産が、危険にさらされること。 原告 [REDACTED] は、治水対策自体に反対しているわけではなく、下流（神奈川県管理区域）の河道が狭いままでは、被告の本件調節池建設工事は「場当たりの」だと感じていること。
42	同上	原	2019年 8月8日	原告 [REDACTED] らの陳述書 原告 [REDACTED] らが、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。 本件調節池建設工事により、原告 [REDACTED] らの生命・身体・財産が、危険にさらされること。 西田スポーツ広場は、「子供の未来と健全な精神をはぐくむスポーツ公園」として、また、地域の行事や消防訓練を行うにも、他に代替が無い、貴重な場所であったこと。 本件調節池は、治水工事としても、建設費用が高額であり、建設工事時には交通事故などの危険性があり、また、建設後も毎年維持費用が必要となり、30年経過したら取り壊すとされており、「SDGs（持続可能な社会）」なものとならないこと。 原告 [REDACTED] らは、「環境の良さとリバーサイド

					の暮らし」という東京都住宅供給公社の広告を信用して、現在の自宅に引っ越してきたこと。
43	同上	原	2019年 8月20日	原告 [ ] 同 [ ]	原告 [ ]らの陳述書 原告 [ ]らが、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。 本件調節池建設工事により、原告 [ ]らの生命・身体・財産が、危険にさらされること。
44	同上	原	2019年 8月15日	原告 [ ] [ ]	原告 [ ]の陳述書 原告 [ ]が、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住していること。防災対策工事には地域・地域に適した方法で進めるべきこと。
45	同上	原	2019年 8月8日	原告 [ ] [ ]、 [ ]	原告 [ ]らの陳述書 本件調節池建設工事により、原告 [ ]らの生命・身体・財産が、危険にさらされること。原告 [ ]らは、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に、「鎌倉時代から上着して以降800年にわたり代々農業を営んで」いること。 「昭和43年ごろ境川の川土手改修工事が行われた際に、そのせいで家屋敷や畑の井戸が干上がってしまい大変難渋」したこと。その際は、「自分たちの費用で井戸を深く掘り直し」たこと。 このような過去の例から、本件調節池の工事に伴って、井戸水の枯渇が再び起こるおそれがあること。被告は「枯渇は起こらない」とか、町田市は「もし起こったら散水車や水道水をを使用すれば良い」と安易な発言をしたこと。 水道水にはカルキ(塩素)が入っているため、農業には適さず、また、年間700万円の新たな支出が必要となり、井戸水の代わりにはならないこと。
46	同上	原	2019年 8月8日	原告 [ ]、 同 [ ]	原告 [ ]らの陳述書 原告 [ ]らが、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及

				<p>び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。</p> <p>本件調節池建設工事により、原告■■■■らの生命・身体・財産が、危険にさらされること。</p> <p>原告■■■■は、西田スポーツ広場で、少年野球の指導者をしてきたこと。</p> <p>原告■■■■は、自宅併設の事務所で精密機械の設計事務所を経営していたが、本件調節池の建設工事による工事車両の騒音と振動で仕事に集中することが困難となり、事務所を移転せざるを得なかったこと。</p> <p>境川の近くに住むということは水害もそれなりに想定して暮らしていること。5～6分の坂を登れば避難が十分できること。</p>
47	同上	原	2019年 8月2日	<p>原告■■■■らの陳述書</p> <p>原告■■■■らが、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。</p> <p>本件調節池建設工事により、原告■■■■らの生命・身体・財産が、危険にさらされること。</p> <p>原告■■■■らは、10年前、西田スポーツ広場がある住環境に魅了されて、転居してきたこと。</p> <p>原告■■■■らは、子供らとスポーツをしたり、凧揚げをしたりするなど、日常の生活の中に、西田スポーツ広場があること。</p>
48	同上	原	2019年 8月25日	<p>原告■■■■らの陳述書</p> <p>原告■■■■らが、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。</p> <p>本件調節池建設工事により、原告■■■■らの生命・身体・財産が、危険にさらされること。</p> <p>原告■■■■らは、平成25年に、引っ越してきたこと。</p> <p>「この辺りは駅や商業施設から離れていて少々不便なところで」はあるが、「しかし、子育てという観点でみると、とても魅力的な環境」であること。「公園や自然が多く、道路も幹線道路に直接繋がっていないため、ほぼ住民の車しか通らない比較的静かな生活道路。川沿いは自動車が入ってこないサイクリ</p>

					<p>ングロード。工事予定地のグラウンドは野球やサッカーのほか、お祭りなども催され、毎年子どもたちが楽しみにしていること。「こんな環境で子育てをしたくて、たくさんの子育て世代がわざわざこの地を選んでいる」こと。原告■■■■が、「家を購入する決めてとなったのもこの環境」であったこと。</p> <p>「自宅前の道路が工事車両の搬出入ルートに指定され、工事開始以降、大型車両が自宅敷地ぎりぎりを毎日通行するようになり、生活環境の悪化に大変なショックを受けていること。</p>
49	同上	原	2019年 8月21日	原告■■■■	<p>原告■■■■の陳述書</p> <p>原告■■■■が、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。本件調節池建設工事により、原告■■■■の生命・身体・財産が、危険にさらされること。</p>
50	同上	原	2019年 8月8日	原告■■■■	<p>原告■■■■の陳述書</p> <p>原告■■■■が、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。本件調節池建設工事により、原告■■■■の生命・身体・財産が、危険にさらされること。</p>
51	同上	原	2019年 8月5日	原告■■■■	<p>原告■■■■の陳述書</p> <p>原告■■■■が、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣の鶴間橋際で、中華レストランを営業していること。</p> <p>鶴間橋際には、スポーツ広場からパイプコンベアで搬出した土砂をダンプカーに積み替えて搬出するための作業場の設置が予定されており、その工事車両が出入りするようになると、中華レストランの営業に支障が生ずること。</p> <p>本件調節池建設工事により、原告■■■■の生命・身体・財産が、危険にさらされること。</p>
52	同上	原	2019年 8月27日	原告■■■■	<p>原告■■■■の陳述書</p> <p>原告■■■■は、■■■■保育園を運営する社会福祉法人■■■■の代表で理事長であるこ</p>

				と。 <p>■■■■ 保育園では、西田スポーツ広場の駐車場だった土地を借りて開園したこと。■■■■ 保育園では、西田スポーツ広場で、運動会などの行事を行ってきたこと。</p> <p>■■■■ 保育園は、最寄りの駅まで約2 kmあり、決して利便の良い立地ではないが、それに代わる大きなグラウンドと境川が隣接している緑豊かな環境が、■■■■ 保育園の大きな魅力になってきたこと。10年という長期に渡って大型ダンプカーが行き交い、ショベルカーが保育園の目の前を掘り起こす環境は最悪であること。</p> <p>本件調節池建設工事により、原告■■■■の生命・身体・財産が、危険にさらされること。</p>
53	同上	原	2019年 8月19日	原告■■■■の陳述書 <p>原告■■■■は、■■■■野球部の主将として、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場で、地元の企業チームや草野球チームと毎土曜日にリーグ戦を行ってきたこと。地元の中学校野球部や、町田市のクラブチームとも定期的に交流試合を行い、野球を通じて子供たちとの交流も深めてきたこと。</p> <p>本件調節池建設工事により、西田スポーツ公園は一切利用できなくなり、こうした活動もできなくなってしまったこと。</p>
54	同上	原	2019年 8月23日	原告■■■■の陳述書 <p>原告■■■■は、町田■■■■サッカークラブという少年サッカーと成人女子サッカーの会員・指導者100名を超えるチームの代表として、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場を、毎土曜日に利用してきたこと。</p> <p>本件調節池建設工事により、西田スポーツ公園は一切利用できなくなり、こうした活動もできなくなってしまったこと。</p>
55	同上	原	2019年 8月26日	原告■■■■の陳述書 <p>原告■■■■は、30年以上、少年野球の指導者として、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の管理運営を行ってきたこと。</p> <p>毎週土日には、小学生7～8チームと、中学</p>



					生1チームが、西田スポーツ広場を使っており、市内のチームや、東京、神奈川のチームとも親善を深めてきたこと。 本件調節池建設工事により、西田スポーツ公園は一切利用できなくなり、こうした活動もできなくなってしまったこと。
56	同上	原	2019年 8月22日	原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED]	原告 [REDACTED]らの陳述書 原告 [REDACTED]らが、本件調節池建設工事現場の西田スポーツ広場の近隣に居住して、同広場及び境川周辺の遊歩道などを利用してきたこと。 原告 [REDACTED]らの子供二人は、[REDACTED]保育園に通っていること。 本件調節池建設工事により、原告 [REDACTED]らの生命・身体・財産が、危険にさらされること。
57	同上	原	2019年 8月21日	原告 [REDACTED]	原告 [REDACTED]の陳述書 原告 [REDACTED]は、[REDACTED]保育園で、保育士として勤務していること。 本件調節池建設工事により、[REDACTED]保育園の保育環境が悪化するとともに、原告 [REDACTED]の生命・身体・財産が、危険にさらされること。
58	地図	写	2019年 8月	原告ら	原告らの居住地を、原告番号で示した地図
59	境川金森調節池工事 杭打ち機転倒事故写真	原	令和元年 8月24日	原告 [REDACTED]	2019年6月14日に発生したクレーン車の横転事故時の写真 クレーン車体の後ろ側が完全に浮き上がり、電線が切断され、周囲の停電を招いたこと。 幸いなことに、けが人は発生しなかったが、一步間違えば、人命にかかわる重大事故に発展する可能性があったこと。
60	調節池工事事 故発生報告と 協議会進歩状 況の報告	原	2019年 6月16日	西田グランド 調節池工事反 対運動 代表 [REDACTED]	2019年6月14日に発生したクレーン車の横転事故時の状況 クレーン車体の後ろ側が完全に浮き上がり、電線が切断され、周囲の停電を招いたこと。 幸いなことに、けが人は発生しなかったが、一步間違えば、人命にかかわる重大事故に発展する可能性があったこと。
61	境川金森調節	写	2019年	東京都南多摩	2019年6月14日に発生したクレーン車の横転

	池工事（その2）の工事再開について		7月10日	東部建設事務所 所長澤井晴美、安藤ハザマ・東鉄・松尾建設共同企業体 現場代理人丸山弘行	事故後、工事が中断していたところ、7月12日から工事を再開する旨のお知らせがされたこと。
62	境川金森西田調節池工事における杭打ち機転倒事故発生に伴う住民説明会の開催要求書	写	令和元年7月吉日	金森西田町内会 会長 ██████████	2019年6月14日に発生したクレーン車の横転事故について、金森西田町内会の会長が、事故原因及び再発防止を求めて、説明会を開催するよう求めたこと。
63	境川金森調節池工事 事故報告及び工事説明会（町田市側）開催のお知らせ	写	令和元年8月吉日	東京都南多摩東部建設事務所	2019年6月14日に発生したクレーン車の横転事故について、金森西田町内会の会長が、事故原因及び再発防止を求めて、説明会を開催するよう求めたことに対して、被告が説明会を開催するとしたこと。
64	境川金森調節池事故報告及び工事説明会	写	令和元年8月	東京都南多摩東部建設事務所及び安藤ハザマ・東鉄・松尾建設共同企業体	2019年6月14日に発生したクレーン車の横転事故の原因について、「物理的な要因」として「ブーム（アーム部分）を下げながら旋回していたところ、作業半径の限界に達してしまい、ブームが止まったことにより、杭打ち機（クレーン車）がバランスを崩して転倒した」、「人的な要因」として「作業計画書について、オペレーターへの周知が不十分であった」とされたこと。
65	事故説明会議事録	写	2019年8月18日	原告ら	2019年6月14日に発生したクレーン車の横転事故の原因について、同年8月18日に実施された説明会の議事録。 事故の原因及び再発防止策について、十分な説明がなされていないこと。
66	河川整備基本方針・河川整備計画について	写	国土交通省	平成9年	国土交通省のHP 平成9年に改正された河川法は、「河川環境の整備と保全を求める国民のニーズに的確に応え、また、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するためには、河川管理者だけによる河川の整備計画ではなく、地域との連携が不可欠である。」と

				<p>し、「工事実施基本計画で定めている内容を、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分し、後者については、具体的な川づくりが明らかになるように工事実施基本計画よりもさらに具体化するとともに、<u>地域の意向を反映する手続きを導入することとした。</u>」とされていること。</p>
--	--	--	--	---